

## 地域で虐待を防ぐ

あなたが高齢者になったとき、もしかしたら虐待にあうことがあるかもしれません。そんなとき近所で相談できるかたがいたらどんなに心強いことでしょうか。そのためにも私たちは虐待について無関心ではなく常に自分たちの問題として捉えておくことが大切です。

### どんな些細なことでも相談を

私たち民生委員は、友愛訪問などで地域の高齢者やその家族と接する機会があり、いろいろな話を伺う機会があります。そのときに心がけているのは、話しているかたの表情の変化や話の内容です。さりげない表情や話の節々にSOSが隠されていることが少なくありません。話しているかたの気持ちをしっかりと受け止めて話を聞いていると、話しぶりことでも私たちには話してくれることがあります。もちろん、伺った話を他言することはありません。しかし、高齢者やその家族にとって生命や生活に関わる問題が生じている場合は、町と相談をして、支援者の一人としてお手伝いさせてもらっています。高齢者虐待はその家族だけの問題ではなく、地域全体の問題でもあります。高齢者、そして地域の声を町に届けることは民生委員の大事な役割の一つです。どんな些細なことでも私たち民生委員に相談してください。高齢者に寄り添う存在である民生委員としても町と協力して高齢者虐待を防いでいきたいと思ひます。



民生児童委員会  
会長 増田宏一さん

## 高齢者虐待とは

高齢者虐待は、虐待を行う虐待者（主として高齢者を世話している家族と介護施設などの職員）と虐待を受ける高齢者（65歳以上のかた）との関係の中で発生します。高齢者の権利や利益を侵害し、生命、健康、生活が脅かされることを虐待ととらえて、虐待の種類を次の5つに分類しています。

- 身体的虐待
  - 高齢者の身体に外傷が生じるよう暴力をふるうことや本人の意に反し手足を縛る身体的拘束もこれに該当します。
- 心理的虐待
  - 著しい暴言や拒絶的対応など高齢者にこころの傷を与えること
  - 経済的虐待
    - 高齢者の年金などの財産を不当に使用または処分すること
  - 介護・世話の放棄
    - 著しい減食、長時間の放置など高齢者を衰弱させること
  - 性的虐待
    - 高齢者へのわいせつな行為または高齢者にわいせつをさせること

## 高齢者虐待の原因

虐待件数としては、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待、経済的虐待となっており全国では高齢者

## 虐待への対応は？

高齢者虐待防止法では虐待を発見したかたは町に通報することになっています。町は通報を受けたときは訪問などにより、速やかに高齢者の

安全確認と虐待があったかどうかの事実確認を行います。その際には警察の援助を要請することもあります。その後、関係機関と協議し、虐待者と高齢者の支援内容を決定します。対応の一例として、生活相談、介護・福祉サービスの利用、見守り訪問や施設入所などがあります。どんな些細な情報でも、不確かな情報であっても構いません。高齢者虐待の早期発見、早期対応のためにも一刻も早く通報してください。通報したかたの名前が虐待者や高齢者に伝わることはありません。私たちの通報が高齢者の生命や生活を守ることにつながるのです。

問合せ 介護保険係  
☎内線321

昨今、新聞報道などで体罰や虐待の話題が取りあげられています。今回は高齢者の虐待について考えてみました。

高齢者虐待は年々増加し、昨年度は全国で1万8千件が報告されています。板倉町でも高齢者虐待につながる相談が寄せられており、平成18年度から現在までの7年間に10件の相談がありました。

「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成18年4月1日から施行されています。

虐待防止のために、私たち住民にも虐待に対する対応が求められています。

虐待に遭遇したときに私たちは何をすればよいのでしょうか。

まずは、高齢者の虐待について知るところから始めましょう。